

ごかのお知らせ (357)

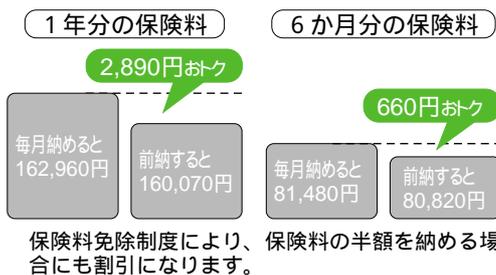
お知らせ

国民年金保険料の納付について (住民課)

保険料は、前納(1年分・6か月分)することができ、
1年分、あるいは6か月分の保険料を一括で納められます。前納すると保険料が割引になります。
前納は現金による納付のほか、口座振替もできます。
平成17年4月以降に国民年金の第1号被保険者となられた方が前納を希望された場合には、最初の加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

なお、納付書の発行日によって前納で納められない月分の保険料がある場合がございますのでご注意ください。

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!! (平成17年度)



【経済的に困難なときは申請免除】
保険料を納めることが困難な方は免除制度をご利用ください(毎年申請が必要です)

対象者 全額免除または半額免除
所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方
任意加入被保険者は対象になりません。
対象期間 7月から翌年6月
全額免除期間分 1/3
半額免除期間分 2/3

【学生なら学生納付特例】 保険料 全額を猶予

本人の所得が141万円¹以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生²の方
1 所得額は、社会保険料控除額を考慮したおおよその目安です。扶養親族などがある場合、その数に応じて加算されます。
2 夜間、定時制、通信制の学生も対象になります。
対象期間 4月から翌年3月
【30歳未満なら若年者納付猶予】(平成17年4月実施)
保険料 全額を猶予
対象者 本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方
対象期間 7月(平成17年度は4月)から翌年6月
ご注意ください
学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。
学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基

礎年金を受け取ることができません。

特別障害給付金のお知らせ
17年4月から始まり
特別障害給付金制度創設の趣旨について

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金などを支給していない障害者の方に対して福祉的措置として給付金の支給を行う制度です。
支給額について
1級・月額5万円
2級・月額4万円
所得によって支給制限となる場合があります。
・老齢年金などを支給されている場合は、支給制限がありません。
・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
事務の開始日について
4月1日からです。
給付金の支給は、請求書を受付したときの翌月からとなりますので、給付金を請求する方は、4月中に請求書を提出してください。
対象者について
平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年

金、共済組合に加入していた方の配偶者
以上のいずれかに該当する方で国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方
窓口について
請求の窓口は、住所地の市町村役場です。
・障害認定の審査、支給事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。
お問い合わせ
下館社会保険事務所
☎0296(25)0811

8.9 cm

有料広告募集中

半枠 11,000 円
全枠 20,000 円
(全枠は、半枠が2つの大きさです)

詳しくは、広報ごか平成17年1月号
17ページをご覧ください。

4.9 cm